

派遣事業マージン率のご案内

2025年7月1日

株式会社 日立ソリューションズ・テクノロジー

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第5項に基づきマージン率を公開します。

事業所名

株式会社 日立ソリューションズ・テクノロジー（本社）

派遣先の実績およびマージン率等

派遣先から当社に支払われる派遣料金から、派遣労働者に支払う賃金を差し引いた額を派遣料金で除した値をマージン率といいます。

A派遣労働者数	B派遣先事業所数	C労働者派遣料金の平均額	D派遣労働者の賃金の平均額	マージン率 (C-D) / C
78人	16箇所	54,060円	30,040円	44.4%

労使協定に関する事項

●当該協定の対象となる労働者の範囲

1. 期間を定めないで雇用される派遣労働者（以下「対象従業員」という。）に適用する。
2. 対象従業員については、当社における中長期的なキャリア形成を行う者であり、派遣先変更に伴う所得の不安定化を防ぐ等のため、労使協定の対象とする。
3. 会社は、対象従業員について、労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、協定の適用を除外しないものとする。

●当該協定の有効期間の終期

・ 2026年3月31日

教育訓練に関する事項

●新入社員研修 ●年次別技術研修 ●目的別技術研修 ●階層別研修
(集合研修、リモート研修、e-Learning等を通じて実施します)

その他の労働者派遣事業の業務に関し、参考となると認められる事項

派遣労働従事者は無期雇用のため、着実なスキルアップを行うことができます。